

令和8年度 大洗町奨学生【募集要項】（大学生）

大洗町教育委員会では、有為な人材の育成を図ることを目的に、優良な学生であり、経済的理由によって就学が困難な者に対して奨学資金を貸付しています。

* 日本核燃料開発株式会社様より寄付金をいただき、一部運用しております。

1 出願条件 以下の要件をすべて満たしている方

- (1) 大洗町に1年以上居住する者の子。
- (2) 令和8年4月に大学（短期大学含む）へ入学を予定している者
または在学者。
- (3) 人物・学業ともに優良である者。（成績基準あり）
- (4) 経済的理由により、修学に困難があると認められる者。（収入基準あり）

2 貸付月額(無利子)・貸付期間・募集人員

区分により定められた金額より、本人が貸付月額を選択します。

* 貸付金額の希望については、「令和8年4月1日時点の在学証明書」提出時に併せて確認いたします。

* 全額返還となりますので、返還についても考慮していただき、金額を選択してください。（3ページ「7 奨学資金の返還」を参照）

区分		貸付月額	貸付期間
国公立大学 (短期大学)	自宅通学	40,000 円	在学する大学の正規の修業期間のうち令和8年4月から残修業期間とする。
	自宅外通学	40,000 円 または 50,000 円	
私立大学 (短期大学)	自宅通学	40,000 円 または 50,000 円	
	自宅外通学	40,000 円 または 50,000 円 または 60,000 円	

3 出願手続き

出願期間：令和8年3月2日(月)～令和8年4月6日(月)まで

*土曜日・日曜日・祝日を除く。

*受付時間は、午前8時30分～午後5時15分まで。

※窓口延長は対象外となっておりますのでご了承ください。

提出先：大洗町教育委員会 学校教育課 窓口に提出してください。

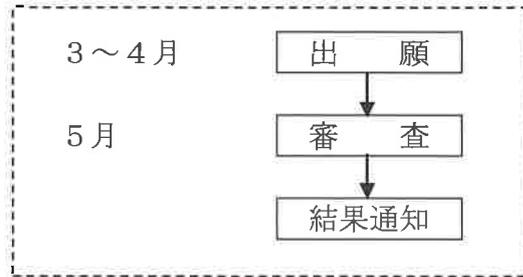
4 提出書類

①～②、④は、出願時に必要な書類です。③は、入学後に提出する書類です。

<p>① 大洗町奨学生願書(様式第1号) <u>記入例を参考にご記入ください。</u> ※世帯員は申請日時点、年収額は令和6年分の収入額をご記入ください。 ・同一住居に居住し、家計を一にしている場合は、同一家族とし、収入のある父母および祖父母のすべての年収額を記入します。 ・単身赴任等により別居している生計維持者、就学や病期療養のため別居している者等についても、同一家族として記入します。<u>(大洗町以外の市町村で確定申告をしている場合には必ず令和7年度課税証明書を添付してください。)</u> ・就学している家族については、学校名・学年・通学形態・奨学金の受給または貸与の有無等を記入します。 ・学費については、希望する大学の学費を分かる範囲で記入します。 ・<u>出願の理由欄には、できるだけ詳細にその理由をご記入ください。</u></p>														
<p>② 奨学生推薦調書(様式第2号) ・<u>大学(短期大学)へ入学予定の者</u> 在学する高等学校または卒業した高等学校に作成を依頼し、添付します。 ・<u>大学(短期大学)在学中の者</u> 在学している大学に作成を依頼し、添付します。</p>														
<p>③ 在学証明書(令和8年4月13日【月】までに提出) ・令和8年4月1日時点で在学する大学(短期大学)で取得し、提出します。 *郵送(必着)でも可とします。</p>														
<p>④ P7の特別控除額表に該当することの証明書類(※該当者のみ) 以下の特別な事情に該当する場合添付してください。</p> <table border="1"><thead><tr><th>特別な事情</th><th>必要な書類</th></tr></thead><tbody><tr><td>母子・父子世帯</td><td>不要</td></tr><tr><td>就学者のいる世帯</td><td>不要</td></tr><tr><td>障害者のいる世帯</td><td>障害者手帳の写し</td></tr><tr><td>長期療養者のいる世帯</td><td>長期療養していることが分かる書類</td></tr><tr><td>主たる家計支持者が別居している世帯</td><td>別居していることを証明する書類</td></tr><tr><td>火災、風水害、盗難等の被害を受けた世帯</td><td>罹災証明書等</td></tr></tbody></table>	特別な事情	必要な書類	母子・父子世帯	不要	就学者のいる世帯	不要	障害者のいる世帯	障害者手帳の写し	長期療養者のいる世帯	長期療養していることが分かる書類	主たる家計支持者が別居している世帯	別居していることを証明する書類	火災、風水害、盗難等の被害を受けた世帯	罹災証明書等
特別な事情	必要な書類													
母子・父子世帯	不要													
就学者のいる世帯	不要													
障害者のいる世帯	障害者手帳の写し													
長期療養者のいる世帯	長期療養していることが分かる書類													
主たる家計支持者が別居している世帯	別居していることを証明する書類													
火災、風水害、盗難等の被害を受けた世帯	罹災証明書等													

5 奨学生の採用決定

奨学生選考審議委員会による「書類審査」により採否を決定し、5月中に結果を通知します。



6 奨学資金の貸付

奨学資金は、指定された口座に年2回に分けて振り込みます。

	期 間	振込月
前 期	4月～9月	6月
後 期	10月～3月	10月

7 奨学資金の返還

無利子とし、貸付最終年の翌年から10年以内に全額返還となります。全額または一部の繰上げ返還も可能です。

※返還年度に、教育委員会より納付書を発行・送付いたします。

例：令和8年度から私立大学(4年制)に自宅外通学をされる方で
月額6万円の貸付金額を選択した場合

【貸 付】

月額60,000円×12ヶ月×4年=2,880,000円

【返 還】

2,880,000円÷10年=288,000円 ←1年間の返還額

令和8年度 貸付開始～
令和11年度 ～貸付終了
令和12年度 1年据え置き
令和13年度 返還開始～(毎年度288,000円の返還)
令和22年度 ～返還終了

1年分を2回に分けて納入いただけます。

144,000円×2回
=288,000円

*一括納入も可。

*卒業後、Uターン就職等により大洗町に定住した場合に、返還金の一部が免除となる制度があります。詳しくは町ホームページをご覧ください。

8 連帯保証人・保証人

奨学資金の貸付を受けることとなった者は、連帯保証人及び保証人それぞれ1名を立てます。

連帯保証人及び保証人は、独立の生計を営む成年者でなければなりません。また、奨学生が未成年者の場合、連帯保証人は法定代理人(親権者等)とします。

9 貸付の停止 次のいずれかに該当するときは、貸付を停止します。

- (1)休学したとき。
- (2)親権者またはこれに代わるものが本町外に転出したとき。
- (3)傷痍疾病などで成業の見込のなくなったとき。
- (4)学業成績または操行が不良となったとき。
- (5)奨学資金を必要としない理由が生じたとき。
- (6)その他奨学生として適当でないと認められるとき。

令和8年度 大洗町奨学生【判定基準】(大学生)

1 人物について

学習活動その他生活の全般を通じて、態度・行動が学生としてふさわしく、将来良識ある社会人として活動できる見込みがあること。

2 健康について

学校保健法による定期健康診断等の結果により、修学に十分耐えうると学校側が認めた者。

3 学力について

【 大学(短期大学)へ入学を予定している方 】

<高等学校に推薦調書(様式第2号)の作成を依頼する>

高等学校2～3学年における学習成績の評定を全履修教科について平均した値が 3.0 以上 であること。

【 大学(短期大学)在学学生 】

<在学している大学で推薦調書(様式第2号)の作成を依頼する>

出願時に在学する学年の前2ヶ年(2ヶ年未満のときは、出願時まで)の大学における学習成績の評定を全履修教科について平均した値が 3.0 以上 であること。

※奨学生推薦調書(様式第2号)について<学校向け記入例あり>

- ・評定平均値については、小数第2位まで記入する。(小数第3位は切り捨て)
- ・履修教科(科目)の評定は「5・4・3・2・1」の5段階法によることとする。
5段階法によらない評定については、5段階に換算して評定する。
ただし、「優・良・可」の3段階法による場合は、「優は4・良は3・可は2」に換算して評定する。
- ・「学力が基準に満たない場合(2.8以上3.0未満)」であっても、その者が優れた素質を有し、奨学金の貸与によって【学習成績の向上が期待できる】あるいは【将来的にスポーツ・芸術等の分野において特出した発揮ができる】場合は、ご推薦ください。
- ★ 推薦調書には、部活動、生徒会活動、学業成績等、本人の参考となる事項を具体的に記入してください。
- ★ 推薦にあたっては、勉学意欲があり、大学等を確実に卒業できる見込みがあると学校長が認める者を推薦してください。

4 家計について

父母の総収入額から表2、表3により算出した認定所得金額（＝所得金額－特別控除金額）が次の表1・収入基準額以下であること。

【表1・収入基準額表】

世帯人員	収入基準額	備考
1人	160万円	世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに18万円を、それぞれ世帯人員7人の収入基準額に加算する。
2人	254万円	
3人	295万円	
4人	320万円	
5人	344万円	
6人	362万円	
7人	380万円	

【表2・所得金額の算定方法について】

(1) 給与所得者以外の所得者の算出基礎

1年間の総収入から必要経費を控除した金額を所得金額とする。

(2) 給与所得者の算出基礎

俸給、給料、賃金、事業主報酬、役員報酬、歳費、賞与及び専従者給与（専従者控除分も含む。）並びにこれらの性質を有する給与等（年金「恩給・老齢年金・遺族年金等を含む。」、生活保護法による扶助費、傷病手当金等を含む。）の収入金額（源泉徴収票等という「支払金額」）を基にして、次の計算式によって得た金額を所得金額とする。

区 分	計 算 式
収入金額が400万円までのもの	収入金額×0.8－278万円＝所得金額
収入金額が400万円を超え878万円までのもの	収入金額×0.7－238万円＝所得金額
収入金額が878万円を超えるもの	収入金額－501万円＝所得金額

(注) ① 同一人で、2以上の収入があつて、いずれも給与所得の場合は、収入金額を合算して所得金額を算出する。

② 収入金額及び所得金額は、万円未満を切り捨てて適用する。

【表3 特別控除額表】

特別の事情		特別控除額				
1	母子・父子世帯	49万円				
2	就学者のいる世帯 (児童・生徒・学生 1人につき) ※本人も含みます。	小 学 校		9万円		
		中 学 校		17万円		
				自宅通学	自宅外通学	
		高 等 学 校	国・公立	19万円	41万円	
			私 立	33万円	54万円	
		高 等 専 門 学 校 (1～3年)	国・公立	28万円	50万円	
			私 立	54万円	76万円	
		高 等 専 門 学 校 (4～5年)	国・公立	40万円	62万円	
			私 立	66万円	88万円	
		大 学	国・公立	67万円	116万円	
私 立	111万円		159万円			
専修学校	高等課程	国・公立	7万円	18万円		
		私 立	29万円	39万円		
	専門課程	国・公立	25万円	71万円		
		私 立	79万円	123万円		
3	障害者のいる世帯	障害のある人1人につき 99万円				
4	長期療養者のいる世帯	療養のため経済的に特別な支出をしている年間金額				
5	主たる家計支持者が別居している世帯	別居のために支出している年間金額。ただし、71万円を限度とします。				
6	火災、風水害、盗難等の被害を受けた世帯	日常生活を営むために必要な資材、又は生活費を得るための基本的な生産手段(田・畑・店舗等)に被害があり、将来長期にわたって支出増又は収入減になると認められる年間金額				

5 問合せ先

大洗町教育委員会 学校教育課
 〒311-1392 大洗町磯浜町6881-275
 電 話 029-267-5111 (内線372)
 F A X 029-266-2412
 E-Mail gakukyo@town.oarai.lg.jp

